

シルバー人材センター利用契約書

発注者 (発注者名)

センター [公益社団法人] 宮津与謝広域シルバー人材センター

発注者とセンターは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に、以下の業務（以下「会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

会員業務 ○○○○○○○業務

業務内容は、別紙「会員業務発注仕様書」のとおり。

（会員への業務の委託）

第1条 発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、センターが選定した会員に対し、センターを通じて会員業務を委託する。

2 前項に規定する会員業務に係る就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

（業務の対価）

第2条 会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（有効期間）

第3条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（業務内容の変更）

第4条 発注者は、この利用契約の締結後、事情により会員業務の内容、センター業務委託料及び会員業務委託料の額又は有効期間を変更する必要があるときは、発注者とセンターが協議を行い、業務実施会員の同意を得て書面によりこれを定めるものとする。

（合意管轄）

第5条 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、京都地方裁判所宮津支部宮津簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第6条 本契約書及び利用規約に定めのない事項又は条項に疑義が生じたときは、発注者及びセンターが協議の上、これを定めるものとする。

契約日 令和 年 月 日

発注者 (発注者住所)
(発注者氏名)

センター 京都府宮津市字鶴賀 2174 番地 1
[公益社団法人] 宮津与謝広域シルバー人材センター

理事長 仲 島 淳 一 ㊞